



# 子育て応援 定期積金

\*取扱期間\*

令和8年3月2日(月)から  
令和9年2月26日(金)

※金利状況によって変更の可能性がございます。

定期積金〈定額式〉(毎月積立方式)

## 基本コース

ご契約時において18歳未満のお子様がいる組合員の方。

十年 **0.50%**

(税引後年0.398%)



## 取引プラスコース

ご契約時に当JAで児童手当受給  
または給与振込をご利用の方は

さらに!!

十年 **0.30%**

(税引後年0.239%)

店頭表示金利

最大で!!!

十年 **0.80%**

(税引後年0.637%)

## 上乗せいたします

- 対象／契約時において18歳未満のお子様がいる組合員の方。契約名義は父母とする。  
※お子様の年齢を確認できる公的書類をお持ちください。
- 契約期間／1年以上5年以内 ● 払込方法／口座振替 ● 掛込総額／300万円
- 適用金利／【基本コース】店頭に表示する店頭に表示する該当期間の定期積金の利率に年0.50%上乗せする。  
【取引プラスコース】ご契約時に当JAで児童手当受給または給与振込をご利用の方は、さらに 0.30% 上乗せ。



©よりぞう

お問い合わせ・ご相談はお気軽にお近くのJA窓口までお尋ねください。

# 〈子育て応援定期積金 商品概要説明書〉

(令和8年3月2日～令和9年2月26日適用)

1. 商品名(愛称)	・定期積金〈定額式〉(子育て応援定期積金)	
2. 販売対象者	・契約時において18歳未満のお子様がいる組合員の方。 契約名義は父母とする。 【取引プラスコース】の場合 上記を満たし、ご契約時に当JAで児童手当受給または給与振込をご利用の方。 ただし、児童手当受給者・給振指定者が契約者本人となります。	
3. 受入条件	父母1名につき掛込総額までなら複数口数契約可能	
4. 期間	・令和8年3月2日～令和9年2月26日	
5. 契約期間	・1年以上5年以内	
6. 払込方法	①払込方法	口座振替により掛金を分割払込 一括払込不可
	②払込金額	掛込周期は1か月 毎月5,000円以上
	③払込単位	毎月5,000円以上 1円単位
	④掛込総額	300万円
7. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約を払い戻します。	
8. 給付補てん金	①適用利回り	店頭に表示する該当期間の定期積金の利率に下記を上乗せします。 【基本コース】 0.50%上乗せ 【取引プラスコース】 ご契約時に当JAで児童手当受給または給与振込をご利用の方はさらに0.30%上乗せ
	②支払限度	満期日以後に一括して支払います。
	③計算方法	計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
	④税金	復興特別所得税を含み20.315%(国税15.315%、地方税5%)*の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
	⑤店頭金利情報の入手方法	金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示します。または窓口でお問い合わせください。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点4位以下切り捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。	
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話:0283-24-3712)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。	